

第 2 号議案から
第 21 号議案まで 令和 3 年度一般会計予算及び特別会計予算

令和 3 年 2 月 第 11 回 福岡県議会定例会議案 その 1

目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
2	令和3年度福岡県一般会計予算	1
3	令和3年度福岡県財政調整基金特別会計予算	21
4	令和3年度福岡県公債管理特別会計予算	23
5	令和3年度福岡県市町村振興基金特別会計予算	27
6	令和3年度福岡県国民健康保険特別会計予算	31
7	令和3年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	37
8	令和3年度福岡県災害救助基金特別会計予算	41
9	令和3年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算	43
10	令和3年度福岡県県営林造成事業特別会計予算	47
11	令和3年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算	51
12	令和3年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	55
13	令和3年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算	59
14	令和3年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算	63
15	令和3年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算	65
16	令和3年度福岡県住宅管理特別会計予算	69
17	令和3年度福岡県病院事業会計予算	73
18	令和3年度福岡県流域下水道事業会計予算	77
19	令和3年度福岡県電気事業会計予算	83

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
20	令和3年度福岡県工業用水道事業会計予算.....	87
21	令和3年度福岡県工業用地造成事業会計予算.....	91

一 般 会 計

第 2 号議案

令和 3 年度福岡県一般会計予算

令和 3 年度福岡県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,136,138,128 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の経費の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月22日提出

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 税		612,022,983
	1 県 民 税	151,576,060
	2 事 業 税	124,704,824
	3 地 方 消 費 税	211,682,490
	4 不 動 産 取 得 税	15,370,387
	5 県 た ば こ 税	5,741,040
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	989,886
	7 軽 油 引 取 税	37,158,511
	8 自 動 車 税	63,741,727
	9 鉱 区 税	4,259
	10 狩 猟 税	18,003
	11 産 業 廃 棄 物 税	159,505

款	項	金額
	12 宿 泊 税	812,265
	13 旧 法 に よ る 税	64,026
2 地 方 消 費 税 清 算 金		225,728,195
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	225,728,195
3 地 方 譲 与 税		61,879,561
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	57,514,956
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,893,061
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	94,433
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	388,244
	5 森 林 環 境 譲 与 税	136,340
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	852,527
4 地 方 特 例 交 付 金		2,871,079
	1 地 方 特 例 交 付 金	2,871,079
5 地 方 交 付 税		280,234,571

	1 地 方 交 付 税	280,234,571
6 交通安全対策特別交付金		1,157,677
	1 交通安全対策特別交付金	1,157,677
7 分担金及び負担金		5,982,999
	1 分 担 金	108,875
	2 負 担 金	5,874,124
8 使用料及び手数料		17,126,752
	1 使 用 料	9,221,048
	2 手 数 料	7,905,704
9 国 庫 支 出 金		263,078,470
	1 国 庫 負 担 金	98,955,581
	2 国 庫 補 助 金	157,394,414
	3 委 託 金	6,728,475
10 財 産 収 入		2,573,297
	1 財 産 運 用 収 入	1,965,576

款	項	金額
	2 財産売却収入	607,721
11 寄附金		64,985
	1 寄附金	64,985
12 繰入金		20,723,217
	1 特別会計繰入金	3,241,536
	2 基金繰入金	17,481,681
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		307,819,241
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,082,174
	2 県預金利子	3
	3 貸付金元利収入	290,334,567
	4 受託事業収入	2,886,827
	5 収益事業収入	5,914,716

	6 利子割精算金収入	1
	7 雑収入	7,600,953
15 県債		334,875,100
	1 県債	334,875,100
歳入合計		2,136,138,128

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		2,966,638
	1 議会費	2,966,638
2 総務費		62,113,515
	1 総務管理費	25,651,254
	2 企画費	13,514,832
	3 徴税費	15,563,173
	4 市町村振興費	2,015,707

款	項	金額
	5 選挙費	2,434,741
	6 防災費	1,404,064
	7 統計調査費	925,996
	8 人事委員会費	250,887
	9 監査委員費	352,861
3 保健費		286,756,573
	1 保健企画費	7,445,496
	2 健康対策費	11,793,956
	3 生活衛生費	52,588,951
	4 医薬費	16,477,329
	5 医療介護費	187,415,125
	6 高齢者支援費	11,035,716
4 環境費		3,185,595
	1 環境費	3,185,595

5 生活労働費		172,413,808
	1 県民生活費	9,626,843
	2 福祉企画費	3,754,558
	3 児童家庭費	60,125,646
	4 障がい者福祉費	47,136,550
	5 生活保護費	35,028,079
	6 社会福祉費	10,776,320
	7 労働企画費	1,493,823
	8 職業訓練費	3,935,054
	9 失業対策費	302,793
	10 労働委員会費	234,142
6 農林水産業費		56,398,111
	1 農林水産業企画費	8,685,617
	2 農業費	10,471,245
	3 畜産業費	1,720,307

款	項	金額
	4 農 地 費	14,296,785
	5 林 業 費	14,462,971
	6 水 産 業 費	6,761,186
7 商 工 費		373,645,413
	1 商 業 費	365,592,733
	2 工 鉱 業 費	5,754,461
	3 観 光 費	2,298,219
8 県 土 整 備 費		142,918,425
	1 県 土 整 備 企 画 費	4,071,819
	2 道 路 橋 り よ う 費	57,732,712
	3 河 川 海 岸 費	45,945,274
	4 港 湾 費	4,216,368
	5 都 市 計 画 費	16,506,275
	6 住 宅 費	6,393,960

	7 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 營 事 業 費	1,861,535
	8 水 資 源 対 策 費	6,190,482
9 警 察 費		130,569,751
	1 警 察 管 理 費	127,080,882
	2 警 察 活 動 費	3,488,869
10 教 育 費		318,531,956
	1 教 育 総 務 費	37,286,591
	2 小 学 校 費	79,330,482
	3 中 学 校 費	46,200,930
	4 高 等 学 校 費	63,769,519
	5 特 別 支 援 学 校 費	20,389,017
	6 社 会 教 育 費	3,722,502
	7 保 健 体 育 費	2,474,415
	8 大 学 費	4,355,891
	9 私 立 学 校 費	57,423,068

款	項	金額
	10 青少年費	3,579,541
11 災害復旧費		16,662,629
	1 農林水産施設災害復旧費	6,026,325
	2 土木施設災害復旧費	10,636,304
12 公債費		229,637,143
	1 公債費	229,637,143
13 諸支出金		340,138,571
	1 利子割交付金等	340,138,571
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		2,136,138,128

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
総合庁舎改修費	令和4年度から 令和5年度まで	1,443,368千円
総合庁舎設備改修費	令和4年度	294,653千円
単独庁舎改修費	令和4年度	626,868千円
単独庁舎設備改修費	令和4年度	143,135千円
京築児童相談所整備費	令和4年度	25,199千円
職員研修所有効活用推進費	令和4年度	627,354千円
福岡県エネルギー対策特別融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	令和3年度から 令和22年度まで	4,800千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
ももち文化センター整備費	令和4年度	255,570千円
あまぎ水の文化村整備費	令和4年度	40,560千円
アクロス福岡整備費	令和4年度	4,154,143千円
北九州勤労青少年文化センター整備費	令和4年度	106,027千円
福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	令和3年度から 令和14年度まで	3,600千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルス感染症対応資金 金 利 子 補 給	令和4年度から 令和6年度まで	3,888,000千円 ただし、令和3年度利子補給対象融資限度額 99,800,000千円
福岡県中小企業振興資金融資制度 の推進に伴う福岡県信用保証協会 に対する損失補償	令和3年度から 令和17年度まで	3,761,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に 加算することができる。
農 業 大 学 校 施 設 整 備 費	令和4年度	57,880千円
農 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給	令和4年度から 令和24年度まで	74,979千円 ただし、令和3年度利子補給対象融資限度額 750,000千円
畜産経営環境調和推進資金利子補 給	令和4年度から 令和14年度まで	1,118千円 ただし、令和3年度利子補給対象融資限度額 100,000千円
農家負担軽減支援特別資金利子補 給	令和4年度から 令和19年度まで	3,140千円 ただし、令和3年度利子補給対象融資限度額 30,000千円
農林漁業災害対策資金利子補給	令和4年度から 令和9年度まで	1,082千円 ただし、令和3年度利子補給対象融資限度額 85,000千円
農林漁業災害対策資金損失補償	令和3年度から 令和11年度まで	630千円
農業施設等災害復旧資金利子補給	令和4年度から 令和24年度まで	56,591千円 ただし、令和3年度利子補給対象融資限度額 380,000千円
資源活用研究センター設備整備費	令和4年度	140,222千円
農地利用推進事業損失補償	令和3年度から 令和9年度まで	1,005,126千円
農地中間管理機構条件整備損失補 償	令和3年度から 令和13年度まで	111,000千円
大家畜経営再建支援資金利子補給	令和4年度から 令和28年度まで	4,200千円 ただし、令和3年度利子補給対象融資限度額 220,000千円

畜産経営体質強化支援資金利子補給	令和4年度から 令和28年度まで	ただし、令和3年度利子補給対象融資限度額 180,000千円	3,332千円
県営ため池等整備事業費	令和4年度から 令和5年度まで		365,000千円
県営防災ダム事業費	令和4年度		399,400千円
漁業近代化資金利子補給	令和4年度から 令和24年度まで	ただし、令和3年度利子補給対象融資限度額 1,300,000千円	120,384千円
福岡北九州高速道路公社の民間資金の借入れに対する債務保証	令和3年度から 令和23年度まで	建設資金借入金85,000千円及び利子に相当する額	
福岡北九州高速道路公社の政府資金の借入れに対する債務保証	令和3年度から 令和23年度まで	建設資金借入金85,000千円	
福岡北九州高速道路公社の政府資金、民間資金、地方公共団体金融機構資金及び設立団体資金の借換えに対する債務保証	令和3年度から 令和23年度まで	建設資金借入金17,271,000千円及び利子に相当する額	
福岡県道路公社業務のための民間資金の借入れに対する債務保証	令和3年度から 令和13年度まで	業務資金借入金4,678,229千円及び利子に相当する額	
道路交通安全施設整備費	令和4年度から 令和5年度まで		830,000千円
道路改良費	令和4年度から 令和6年度まで		6,061,000千円
道路改築費	令和4年度から 令和6年度まで		799,000千円
橋りょう架換費	令和4年度		296,000千円
広域河川改修費	令和4年度から 令和5年度まで		2,310,000千円
堰堤改良費	令和4年度		443,000千円

事 項	期 間	限 度	額
河川総合流域防災事業費	令和4年度		294,000千円
浸水対策重点地域緊急事業費	令和4年度から 令和6年度まで		10,909,500千円
街 路 事 業 費	令和4年度から 令和5年度まで		200,000千円
公 営 住 宅 建 設 費	令和4年度		62,880千円
公営住宅ストック総合改善事業費	令和4年度		250,730千円
福岡県警察篠栗合同庁舎（仮称） 整備費	令和4年度		147,470千円
警 察 本 部 車 庫 棟 整 備 費	令和4年度		187,440千円
北九州自動車運転免許試験場整備 費	令和4年度		182,153千円
筑後自動車運転免許試験場整備費	令和4年度		154,354千円
老 朽 校 舎 改 築 費	令和4年度		5,037,327千円
施 設 充 実 費	令和4年度		1,980,009千円
校 地 整 備 費	令和4年度		352,480千円
学 校 環 境 整 備 費	令和4年度		687,659千円
特 別 支 援 学 校 整 備 費	令和4年度		193,722千円

特別支援学校老朽校舎改築費	令和4年度	309,550千円
ふれあいの家解体費	令和4年度	77,224千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設整備事業費	2,361,200	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和3年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和4年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
鉄道整備事業費	19,500			
直轄空港事業負担金	3,387,200			
北九州エアターミナル 出資金	216,000			
保健施設整備事業費	1,417,000			
環境施設整備事業費	453,900			
自然公園整備事業費	66,300			
生活労働施設整備事業費	4,028,100			
農林水産施設整備事業費	484,100			
農業事業費	1,602,400			
畜産事業費	51,500			
農地事業費	6,090,000			
造林事業費	41,800			

林道事業費	1,373,100			
林業事業費	131,000			
治山事業費	3,253,000			
水産事業費	1,964,600			
中小企業振興資金融資事業費	60,000,000			
商工施設整備事業費	33,600			
県土整備施設整備事業費	41,100			
河川事業費	18,382,600			
砂防事業費	3,867,500			
海岸事業費	695,100			
港湾事業費	963,300			
福岡北九州高速道路公社出資金	51,000			
都市計画事業費	3,716,500			
道路事業費	33,199,600			
直轄事業負担金	16,542,100			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業費	3,579,700			
警察施設整備事業費	4,699,600			
教育施設整備事業費	13,358,000			
災害復旧事業費	5,737,800			
福岡北九州高速道路公社転貸	119,000			
退職手当	1,123,900			
臨時財政対策	139,703,000			
調整	2,121,000			
計	334,875,100			

特 別 会 計

第 3 号議案

令和 3 年度福岡県財政調整基金特別会計予算

令和 3 年度福岡県財政調整基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,014 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 22 日提出

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		5,014
	1 財 産 運 用 収 入	5,014
歳 入 合 計		5,014

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		5,014
	1 積 立 金	5,014
歳 出 合 計		5,014

第 4 号議案

令和 3 年度福岡県公債管理特別会計予算

令和 3 年度福岡県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 467,897,746 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 22 日提出

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		290,628,873
	1 一 般 会 計 繰 入 金	229,568,000
	2 基 金 繰 入 金	61,060,873
2 県 債		174,566,000
	1 県 債	174,566,000
3 財 産 収 入		2,702,873
	1 財 産 運 用 収 入	2,702,873
歳 入 合 計		467,897,746

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		467,897,746
	1 公 債 費	467,897,746
歳 出 合 計		467,897,746

第 5 号議案

令和 3 年度福岡県市町村振興基金特別会計予算

令和 3 年度福岡県市町村振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,195 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 22 日提出

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		14,194
	1 諸 収 入	14,194
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		14,195

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 務 費		217
	1 事 務 費	217
2 繰 出 金		13,978
	1 一 般 会 計 繰 出 金	13,978

歳 出 合 計	14,195
---------	--------

第 6 号議案

令和 3 年度福岡県国民健康保険特別会計予算

令和 3 年度福岡県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 458,978,298 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 22 日提出

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		142,618,791
	1 負担金	142,618,791
2 国庫支出金		140,955,021
	1 国庫負担金	94,582,357
	2 国庫補助金	46,372,664
3 前期高齢者交付金		144,973,750
	1 前期高齢者交付金	144,973,750
4 共同事業交付金		816,437
	1 共同事業交付金	816,437
5 財産収入		7,619
	1 財産運用収入	7,619
6 繰入金		29,527,279

	1 他 会 計 繰 入 金	29,527,279
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		79,400
	1 貸 付 金 元 利 収 入	79,400
歳 入 合 計		458,978,298

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		97,190
	1 総 務 管 理 費	94,424
	2 運 営 協 議 会 費	1,196
	3 共 同 運 営 事 業 費	1,570
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		368,094,527
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	368,094,527

款	項	金 額
3 後期高齢者支援金等		64,199,290
	1 後期高齢者支援金等	64,199,290
4 前期高齢者納付金等		164,518
	1 前期高齢者納付金等	164,518
5 介護納付金		24,495,030
	1 介護納付金	24,495,030
6 病床転換支援金等		227
	1 病床転換支援金等	227
7 共同事業拠出金		816,901
	1 共同事業拠出金	816,901
8 保健事業費		237,133
	1 保健事業費	237,133
9 基金積立金		87,019
	1 基金積立金	87,019

10 諸 支 出 金		286,463
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	286,463
11 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出 合 計		458,978,298

第 7 号議案

令和 3 年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 3 年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 472,769 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 22 日提出

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 諸収入		197,546
	1 諸収入	197,546
2 繰入金		2,251
	1 一般会計繰入金	2,251
3 繰越金		272,972
	1 繰越金	272,972
歳入合計		472,769

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費		472,769
	1 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	472,769

歳 出 合 計	472,769
---------	---------

第 8 号議案

令和 3 年度福岡県災害救助基金特別会計予算

令和 3 年度福岡県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,254 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 22 日提出

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,254
	1 財 産 運 用 収 入	1,254
歳 入 合 計		1,254

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 費		1,254
	1 基 金 積 立 金	1,254
歳 出 合 計		1,254

第 9 号議案

令和 3 年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和 3 年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 48,329 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 22 日提出

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		1,925
	1 一般会計繰入金	1,925
2 繰越金		7,379
	1 繰越金	7,379
3 諸収入		39,025
	1 諸収入	39,025
歳 入 合 計		48,329

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付事業費		48,329
	1 就農支援資金貸付事業費	48,329

歳 出 合 計	48,329
---------	--------

第 10 号議案

令和 3 年度福岡県営林造成事業特別会計予算

令和 3 年度福岡県営林造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 332,872 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 3 年 2 月 22 日提出

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		37
	1 使用料	37
2 国庫支出金		1,500
	1 国庫補助金	1,500
3 財産収入		499
	1 財産売却収入	499
4 繰入金		314,741
	1 一般会計繰入金	314,741
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,294
	1 雑収入	1,294

7 県	債	14,800
	1 県 債	14,800
歳 入 合 計		332,872

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 林 造 成 事 業 費		332,872
	1 県 営 林 造 成 事 業 費	332,872
歳 出 合 計		332,872

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>県営林造成事業費</p>	<p>14,800</p>	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和3年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和4年度以降に繰り越すことができる。</p>	<p>年9.0%以内</p>	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 11 号議案

令和 3 年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算

令和 3 年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 100,733 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 22 日提出

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		716
	1 一般会計繰入金	716
2 繰越金		87,748
	1 繰越金	87,748
3 諸収入		12,269
	1 諸収入	12,269
歳 入 合 計		100,733

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 林業改善資金助成事業費		100,733
	1 林業改善資金助成事業費	100,733

歳 出 合 計	100,733
---------	---------

第 12 号議案

令和 3 年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

令和 3 年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 95,482 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 22 日提出

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,479
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,479
2 繰 越 金		58,238
	1 繰 越 金	58,238
3 諸 収 入		35,765
	1 諸 収 入	35,765
歳 入 合 計		95,482

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費		95,482
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費	95,482

歳 出 合 計	95,482
---------	--------

第 13 号議案

令和 3 年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算

令和 3 年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 944,771 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 22 日提出

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		125,898
	1 一 般 会 計 繰 入 金	125,898
2 諸 収 入		592,328
	1 雑 入	592,328
3 繰 越 金		226,545
	1 繰 越 金	226,545
歳 入 合 計		944,771

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 貸 付 事 業 費		352,767
	1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 貸 付 事 業 費	352,767

2 公 債 費		592,004
	1 公 債 費	592,004
歲 出 合 計		944,771

第 14 号議案

令和 3 年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 3 年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,121 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 22 日提出

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,121
	1 財 産 運 用 収 入	1,121
歳 入 合 計		1,121

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		1,121
	1 積 立 金	1,121
歳 出 合 計		1,121

第 15 号議案

令和 3 年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算

令和 3 年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,070,305 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 3 年 2 月 22 日提出

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		669,025
	1 使用料	669,025
2 繰入金		1,861,535
	1 一般会計繰入金	1,861,535
3 県債		6,526,000
	1 県債	6,526,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		8,002
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	8,001
6 財産収入		5,742

	1 財 産 運 用 収 入	5,742
歳 入 合 計		9,070,305

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費		4,473,976
	1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費	4,473,976
2 公 債 費		4,596,329
	1 公 債 費	4,596,329
歳 出 合 計		9,070,305

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭施設整備事業費	4,595,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でない認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和3年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和4年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 16 号議案

令和 3 年度福岡県住宅管理特別会計予算

令和 3 年度福岡県住宅管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,933,641 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 22 日提出

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅管理費収入		6,844,101
	1 使 用 料	6,777,366
	2 繰 越 金	61,535
	3 諸 収 入	5,199
	4 財 産 売 払 収 入	1
2 県営住宅敷金管理費収入		89,540
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	89,539
歳 入 合 計		6,933,641

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 管 理 費		6,795,234
	1 県 営 住 宅 管 理 費	6,795,234
2 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費		88,407
	1 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費	88,407
3 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		6,933,641

公 營 企 業 会 計

第 17 号議案

令和 3 年度福岡県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度福岡県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|-------------|-------|----------|------|-----------|
| (1) 病 床 数 | (精神病床 | 300 床) | | |
| (2) 患者延人員 | (入院患者 | 94,170 人 | 外来患者 | 38,090 人) |
| (3) 一日平均患者数 | (入院患者 | 258 人 | 外来患者 | 130 人) |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病院事業収益		2,684,462 千円
第 1 項 医業収益		2,253,218 千円
第 2 項 医業外収益		430,647 千円
第 3 項 特別利益		597 千円

支 出

第1款 病院事業費	2,675,459 千円
第1項 医業費用	2,585,980 千円
第2項 医業外費用	85,002 千円
第3項 特別損失	3,477 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 217,093 千円は過年度分損益勘定留保資金 217,093 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	359,649 千円
第1項 企業債	102,600 千円
第2項 負担金	257,049 千円

支 出

第1款 資本的支出	576,742 千円
第1項 建設改良費	182,568 千円
第2項 企業債償還金	394,174 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
精神医療センター 太宰府病院整備費	102,600	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和3年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和4年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 病院事業費

第1項 医業費用

第2項 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

18,783 千円

令和3年2月22日提出

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

第 18 号議案

令和 3 年度福岡県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度福岡県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 流域関連市町数 28市町
- (2) 年間総処理水量 104,131,289立方メートル
- (3) 一日平均処理水量 285,291立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業 流域下水道建設事業

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 流域下水道事業収益		19,236,036 千円
第 1 項 営業収益		9,721,170 千円
第 2 項 営業外収益		9,514,866 千円

支 出

第1款 流域下水道事業費	19,575,220 千円
第1項 営業費用	19,079,636 千円
第2項 営業外費用	495,584 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,485,587千円は当年度分損益勘定留保資金1,485,587千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	10,754,932 千円
第1項 企業債	3,451,800 千円
第2項 他会計補助金	415,147 千円
第3項 国庫補助金	4,936,050 千円
第4項 負担金	1,951,935 千円

支 出

第1款 資本的支出	12,240,519 千円
第1項 建設改良費	8,704,557 千円
第2項 企業債償還金	3,535,962 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
御笠川那珂川流域下水道建設費	令和4年度	2,148,000千円
多々良川流域下水道建設費	令和4年度	735,000千円
宝満川流域下水道建設費	令和4年度	268,800千円
筑後川中流右岸流域下水道建設費	令和4年度	60,000千円
遠賀川下流流域下水道建設費	令和4年度	392,600千円
矢部川流域下水道建設費	令和4年度	733,000千円
遠賀川中流流域下水道建設費	令和4年度	559,400千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	2,485,800	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面 100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和3年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和4年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,500,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 流域下水道事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

485,986 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,899,238 千円である。

令和3年2月22日提出

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

第 19 号議案

令和 3 年度福岡県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度福岡県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

目標供給電力量 46,533,000 キロワット時

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 電気事業収益		525,640 千円
第 1 項 営業収益		513,062 千円
第 2 項 財務収益		1,108 千円
第 3 項 事業外収益		11,470 千円
	支	出
第 1 款 電気事業費		525,640 千円
第 1 項 営業費用		497,191 千円

第2項 財務費用	463 千円
第3項 事業外費用	22,986 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額358,028千円は過年度分損益勘定留保資金350,335千円及び繰越利益剰余金処分量7,693千円で補填するものとする。）。)

	収	入
第1款 資本的収入		0 千円
	支	出
第1款 資本的支出		358,028 千円
第1項 建設改良費		345,335 千円
第2項 企業債償還金		7,693 千円
第3項 予備費		5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
発電設備更新事業費	令和4年度	168,697 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 電気事業費

第1項 営業費用

第3項 事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

181,049 千円

(2) 交際費

124 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和3年2月22日提出

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

第 20 号議案

令和 3 年度福岡県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度福岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 67事業所
- (2) 総給水量 45,744,050立方メートル
- (3) 一日平均給水量 125,326立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 工業用水道事業収益			2,235,857 千円
第 1 項 営業収益			1,917,923 千円
第 2 項 営業外収益			317,934 千円
	支	出	
第 1 款 工業用水道事業費			1,931,768 千円

第1項 営業費用	1,793,824 千円
第2項 営業外費用	117,944 千円
第3項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額721,886千円は過年度分損益勘定留保資金387,868千円及び繰越利益剰余金処分額334,018千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		0 千円

	支	出
第1款 資本的支出		721,886 千円
第1項 建設改良費		496,054 千円
第2項 企業債償還金		215,832 千円
第3項 予備費		10,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 工業用水道事業費

第1項 営 業 費 用

第2項 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	243,900 千円
(2) 交 際 費	100 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、21,000千円と定める。

令和3年2月22日提出

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

第 21 号議案

令和 3 年度福岡県工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 3 年度福岡県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 前原IC南内陸部工業用地造成事業	売却土地	50,000平方メートル
(2) 久留米・うきは内陸部工業用地造成事業	売却土地	91,000平方メートル
(3) 宮若北部内陸部工業用地造成事業	土地造成	212,000平方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 造成事業収益			30,321 千円
第 1 項 営業収益			21,291 千円
第 2 項 営業外収益			9,030 千円
	支	出	
第 1 款 造成事業費			75,892 千円

第1項 営業費用	75,082 千円
第2項 営業外費用	810 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,461,894千円は過年度分損益勘定留保資金1,461,894千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,670,000 千円
第1項 工業用地造成事業収入	170,000 千円
第2項 企業債	1,500,000 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,131,894 千円
第1項 造成事業費	2,032,894 千円
第2項 企業債償還金	1,099,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
宮若北部工業用地造成事業費	令和4年度	70,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用地造成事業費	1,500,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和3年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和4年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、125,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 造成事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 62,185千円

(2) 交際費 172千円

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	土 地	内陸工業用地 宮若市倉久	<small>平方メートル</small> 212,000

令和3年2月22日提出

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

